

令和元年第2回青森市議会定例会提出案件（本会議3日目提出）

件 名		提出 件数
諮 問	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
計	11	
合 計		11

## ○ 諮 問

### 諮問第6号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成29年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成30年3月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第231条の3第7項

### 諮問第7号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成30年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成30年4月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第229条第2項

### 諮問第8号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成30年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成30年4月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第231条の3第7項

### 諮問第9号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成30年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成30年5月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第229条第2項

**諮問第 1 0 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 3 0 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を  
求める。  
督促処分の内容 平成 3 0 年 5 月分の下水道使用料  
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

**諮問第 1 1 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 3 0 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を  
求める。  
徴収処分の内容 平成 3 0 年 6 月分の下水道使用料  
関係法令 地方自治法第 2 2 9 条第 2 項

**諮問第 1 2 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 3 0 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を  
求める。  
督促処分の内容 平成 3 0 年 6 月分の下水道使用料  
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

**諮問第 1 3 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 3 0 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を  
求める。  
徴収処分の内容 平成 3 0 年 7 月分の下水道使用料  
関係法令 地方自治法第 2 2 9 条第 2 項

**諮問第 1 4 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 3 0 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を 求める。
徴収処分の内容	平成 3 0 年 8 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 2 2 9 条第 2 項

**諮問第 1 5 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 3 0 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を 求める。
徴収処分の内容	平成 3 0 年 9 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 2 2 9 条第 2 項

**諮問第 1 6 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 3 0 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を 求める。
督促処分の内容	平成 3 0 年 8 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項